

質疑・回答書

入札番号	05-050	件名	郡津公園整備事業基本設計業務
No.	質問事項		回答
1	本業務の積算基準については、令和4年度 建設工事積算基準（大阪府都市整備部）「公園緑地設計業務等委託」の標準歩掛を適用されていますでしょうか？		標準歩掛は、国土交通省の直近の積算基準（平成5年度）「公園緑地設計業務委託」を採用しております。
2	上記積算基準適用の場合の補正条件（①新規整備か部分整備②資料の提供による補正③整備水準による補正）を明示ください。		国土交通省の積算基準の補正条件として、地形区分1.0、資料の提供による補係数0.9、作業難易度による補正係数0.8、発注形式区分0.85を採用しております。
3	設計業務の「打合せ」が計上されておりましたが、必要な場合は変更協議の対象となりますでしょうか。		打合せは、特記仕様書記載の設計業務等共通仕様書のとおり業務に必要な連絡は積極的に電子メール等を活用し、打合せ協議（対面）は必ずしも行うものと想定していないため、別途計上していません。ただし、必要になった場合は変更協議の対象となります。
4	本設計書には、打合せ協議は計上されていますか？含まれている場合は、何回想定されていますか？また、含まれていなくて必要な場合は設計変更の対象となりますか？		打合せは、特記仕様書記載の設計業務等共通仕様書のとおり業務に必要な連絡は積極的に電子メール等を活用し、打合せ協議（対面）は必ずしも行うものと想定していないため、別途計上していません。ただし、必要になった場合は変更協議の対象となります。
5	数量集計表の鳥瞰図及び透視図の作成とありますが、各サイズ及び枚数は何枚を想定されておりますか？		数量集計表の鳥瞰図及び透視図の作成については、現時点ではあまり大きいものは想定していません。地元説明用資料として、それぞれ A3 程度カラーで30部程度を数パターンお願いする場合があります。
6	照査技術者は必要ですか？		照査技術者は特記仕様書記載の設計業務等共通仕様書のとおりでお願いします。
7	管理技術者の資格要件について記載がありませんので、ご教示ください。		資格要件は特記仕様書記載の設計業務等共通仕様書のとおりでお願いします。